

第6回北竜町農業委員会総会議事録

平成25年 6月28日
北竜町農業委員会

1 開催日時 平成25年 6月28日(金)
午後2時00分～午後3時00分

2 開催場所 すこやかセンター 会議室

3 出席委員 (10人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1 番	橋 本 勝 久	6 番	水 谷 茂 樹
2 番	大 場 信 一	7 番	川 村 功
3 番	北 清 裕 邦	8 番	出 口 宜 伸
4 番	吉 川 清 隆	9 番	川 本 和 幸
5 番	近 江 博 信	10 番	佐 藤 健 一

4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第12号 旧農業者年金経営移譲年金裁定請求について
- 第6 報告第13号 新農業者年金老齢年金裁定請求について
- 第7 報告第14号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について
- 第8 報告第15号 合意解約について
- 第9 報告第16号 現況証明願いについて
- 第10 議案第13号 現況証明願いについて
- 第11 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第12 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第13 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第14 その他 第7回農業委員会総会について
各種会議等について
集積協力金・規模拡大加算

農業委員会事務局職員等

局 長 南 秀 幸
係 長 長 谷 牧 子
主 事 小 野 晃 典

事務局長	只今より平成25年度第6回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして佐藤会長よりご挨拶願います。
会 長	挨拶
事務局長	本日の出席委員は10名中10名が出席で会議規則第6条により総会は成立しております。 会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については佐藤会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
議 長	それでは1番・橋本委員と2番・大場委員の両名を指名します。 日程第2 会議書記の指名ですが、事務局職員の南局長、長谷係長、小野主事を指名します。 日程第3 農政報告があれば産業課長よりお願いします。
産業課長	メロン すいかの初競り状況について
議 長	日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。 本日の予定案件は、報告5議案4件 その他です。 直ちに会議案件の審議に入ります。
議 長	日程第5 報告12号旧農業者年金経営移譲年裁定請求について 日程第6 報告13号新農業者年金老齢年金裁定請求について 日程第7 報告14号新農業者年金特例付加年金裁定について 関連がありますので一括上程いたします。事務局より議案の説明を願います。

長谷係長

日程第5 報告第12号旧農業者年金経営移讓年金裁定請求書の進達について

旧農業者年金基金法施行規則第24条の規定に基づき、下記の者に係る経営移讓年金裁定請求書を進達したので報告する。

平成25年6月28日

番号385番

氏名 ■■■■

住所 西川〇〇-〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

進達日 平成25年5月27日

加入期間 507ヶ月 うちカラ期間136ヶ月

基準日経営面積 m²

自留地 0m²

移讓方法 持ち分讓渡

移讓相手 ■■■■

日程第6 報告第13号新農業者年金老齡年金裁定請求書の進達について

農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老齡年金裁定請求書を進達したので報告する。

番号65番

氏名 ■■■■

住所 生年月日は省略します。

年金加入期間 平成14年1月1日から同年4月1日まで

満65歳到達による裁定請求です。

日程第7 報告第14号新農業者年金特例付加年金裁定請求の進達について

農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、下記の者に係る新農業者年金付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

番号7番 ■■■■さん進達内容は旧農業者年金経営移讓年金と同じ内容なので説明は省略します。

議長

報告12番から14番まで質疑ありませんか。

委員一同

なぜ■■■■さんの奥さんに移讓したのですか■■■■のご主人じゃないのですか。

長谷係長

■■■■の奥さんも構成員なので問題はありません。

議長

その他質問意見等ありませんか

委員

なし

議 長

質疑がありませんので
日程 8 報告第 1 5 号農地の合意解約について事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第 1 5 号 農地の合意解約について
農地法第 1 8 条の第 6 項の規定により合意解約した旨の通知があったので報告する。
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

公告年月日 平成 8 年 5 月 2 4 日
権利の種類 使用貸借
期 間 2 0 年間
土 地 西川〇〇〇番地ほか 1 筆
貸 し 主 ■■■■
借 り 主 ■■■■
合意解約日 平成 2 5 年 6 月 6 日
合意解約の理由は新たに賃貸を設定するためである。
議案 1 6 号で説明いたします。

議 長

報告 1 5 号について質疑ありませんか。

委 員

な し

議 長

質疑がありませんので日程第 9 報告第 1 6 号現況証明書の交付について説明願います。

事務局長

報告 1 6 号 現況証明書の交付について
現況証明の願いがあり、証明書を交付したので報告する。
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

届出人 北海道農業公社
場 所 恵岱別〇〇-〇〇
公 簿 畑
現 況 田
地 積 1,984㎡
目 的 地目変更登記
備 考 議案 1 6 号で■■■■が北海道農業公社から買い戻しをしますが現況が田であるのに畑の登記のままであったため地目変更を行うため証明書を発行しました。

議 長

報告 1 6 号について質疑ありませんか。

委員一同

な し

議 長

質疑がありませんので次の議案に入りますが■■■■の案件なので農業委員会法第 2 4 条の規定に基づく議事の参与の制限により審議終

了まで■■■■と議長を交代します。
(■■■■より■■■■に議長交代) ■■■■入室

議 長

日程 1 0 議案第 1 3 号現況証明願いについて上程します事務局より説明願います。

事務局長

議案第 1 3 号 現況証明書の交付について
現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

1 件目 ■■■■さんが所有している現況田の農地
場所は、恵岱別〇〇-〇〇ほか 6 筆
航空写真を添付してありますが現況は田であるため地目変更登記を行う。(なお、旧所有は■■■■さんでした。)

2 件目 ■■■■さんが耕作している農地
場所は、板谷〇〇-〇〇他 1 筆
航空写真を添付してありますが現況は他であるため地目変更登記を行う。

地目変更は、土地改良事業等に採択されるために地目を変更するものであります。

議 長

この案件につきまして質疑等ありませんか。

委員一同

な し

議 長

特に意見等がありませんので議案 1 1 号について承認をしてよろしいですか。

委員一同

異議なし。

議 長

議案 1 2 号について承認いたします。
(議長交代) ■■■■入室

議 長

日程 1 1 議案第 1 4 号農地法 3 条の規定による許可申請について上程します事務局より説明願います。

事務局長

第 4 回の農業委員会で番号 2 5 - 売 - 7 で売買のあった土地で■■■氏から■■■■氏に売買した案件であります。今回、■■■■氏より■■■■に使用貸借いたします。
板谷〇〇番地ほか 2 筆の畑で面積 57, 629㎡であります。

議 長

質疑等ありませんか。

委員

なし

議長

特に意見等がありませんので議案14号について承認をしてよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

議案14号について承認いたします。

日程第12

議案15号 農地法4条の規定による許可申請について上程いたします事務局長より説明願います。

事務局長

議案第15号 農地法4条の規定による許可申請について農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があったので意見を添えて進達いたします。

平成25年6月28日

第5回農業委員会において農業振興地域の除外について議案が提案され問題はないとのことで現在農業振興地域の除外手続きを行っております。

今回農地法第4条の許可申請手続きを行います。

申請者 板谷〇〇-〇〇 ■■■■

所在 板谷〇〇-〇〇

地目 田で住宅を新築するため宅地に転用する。

面積 420㎡

議長

質疑等ありませんか。

委員

なし

議長

特に意見等がありませんので議案15号について承認をしてよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

日程13 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について上程します。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より、決定の求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

平成25年 6月28日

番号25-賃-16

借主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■
貸主 美葉牛〇〇-〇〇 ■■■■
土地 美葉牛〇〇-〇〇
地目 畑 1筆
面積 7,656㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年7月1日より 11年間
金額 15,200円 反当2,000円 76^円
毎年 11月30日までに支払う

番号25-賃-17

借主 三谷〇〇-〇〇 ■■■■
貸主 板谷〇〇-〇〇 ■■■■
土地 西川〇〇-〇〇 外1筆
地目 畑
面積 25,244㎡
権利 賃貸借
期間 平成25年7月1日より平成35年12月31日まで 11年間
金額 50,400円 反当2,000円 252^円
毎年 11月30日までに支払う

番号25-売-8

買主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社
土地 板谷334 外4筆
地目 田
面積 65,337㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成25年7月1日
金額 20,712,000円 反当345,200円 600^円
対価の支払い 10月31日までに支払う

番号 25-売-9

買主 恵岱別〇〇-〇〇 ■■■■
売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社
土地 恵岱別〇〇-〇〇 外23筆
地目 田
面積 71,642㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成25年7月1日
金額 24,034,000円 反当351,889円 683円
対価の支払い 10月31日までに支払う

番号 25-売-10

買主 岩村〇〇-〇〇 ■■■■
売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社
土地 岩村〇〇-〇〇 外2筆
地目 田
面積 25,502㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成25年7月1日
金額 10,667,000円 反当426,680円 250円
対価の支払い 10月31日までに支払う

番号 25-売-11

買主 碧水〇〇-〇〇 ■■■■
売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社
土地 岩村〇〇-〇〇 外29筆
地目 田
面積 59,222㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成25年7月1日
金額 11,500,000円 反当250,000円 460円
対価の支払い 10月31日までに支払う

番号 25-売-12

買主 三谷〇〇-〇〇 ■■■■
売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社
土地 三谷〇〇-〇〇 外15筆
地目 田 15筆 畑1筆
面積 85,537㎡
権利 売買
所有権移転時期 平成25年7月1日
金額 31,808,000円 反当404,168円 7870円
対価の支払い 10月31日までに支払う

なおこの案件につきましては、■■■■・■■■■ご本人の案件となっております。農業委員会法第24条の規定に基づく議事の参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

■■■■・■■■■退席

議長 議案16号について質問・意見等ありませんか。

委員 意見なし

議長 それでは意義がないようなので議案16号について承認してよろしいですか。

委員 異議なし

■■■■・■■■■入場 ■■■■から■■■■に交代

議長 日程第14
その他について事務局より説明願います。

事務局長 その他事項ですが、次の7回総会を7月25日（木）
午後1時30分よりこの場所で開催予定です。
終了後農業委員会協議会を開催します。

議長 次の総会の日程ですが7月25日（木）午後1時30分から開催で
宜しいでしょうか。

委員 異議なし

議長 次の総会を7月25日に開催します。
その他会議等の説明を願います。

事務局長 その他会議について朗読

長谷係長 別紙にて 農地集積協力金・規模拡大加算・人農地プランについて
制度説明をする。（農地保有合理化法人（農業公社）の10年もの賃貸は
規模拡大が該当になります。）

議長 その他について質問ありませんか。

橋本委員 農業生産法人じゃない株式会社は、土地を取得できるのか。

事務局長 2月の農業委員会で法人調査について説明しましたが、役員の農業従
事が必要です。農業経営基盤強化促進法18条第3項調査でも効率的に農
地を利用する。

事務局長 業務執行役員がその法人の行う耕作又は、養畜の事業に常時従事することが認められること。
なお農業生産法人でない場合は、賃貸でしか農地は持てません。

水谷委員 売上の2分の1以上農業収入でなければならない規定もある。

橋本委員 農業委員会で実態を調査して監視するということですね。

議長 宜しいですか。
それでは、以上を持ちまして第6回農業委員会総会を終了します。

事務局長 この後、作況調査及び農地パトロールを実施しますので宜しくお願いします。

議長 _____

議事録署名委員

1番 _____

2番 _____